

令和5年第6回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日(水)午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

1番 藤本 尚人	15番 長浦 勝幸
2番 谷 富廣	16番 安達 英雄
3番 大久保 孝雄	17番 藤岡 由信
4番 原田 政憲	18番 松家 安信
6番 蔭山 勝利	19番 村上 一好
7番 河野 弘彦	
9番 河野 耕八郎	
10番 小田 一夫	
13番 田中 耕治	
14番 藤原 和夫	

4. 欠席委員

5番 藤原 昌樹	11番 櫻間 芳幸
8番 尾方 隆子	12番 都築 吉弘

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第29号 非農地証明願について
- 第5 議案第30号 令和5年度第3期農用地利用集積計画について(諮問)
- 第6 議案第31号 美馬市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について(諮問)
- 第7 報告事項 農地改良届について

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第6回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、5番 藤原委員さん、8番 尾方委員さん、11番 櫻間委員さん、12番 都築委員さんの4名です。</p> <p>只今の出席委員は、15名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでは、はじめに、長浦会長からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会長	【会長挨拶】
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、16番 安達委員、17番 藤岡委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条は、9案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字七反地●●。美馬町字高畑●●ほか2筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、1,660㎡であります。</p> <p>譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。</p> <p>耕作面積は、21,225㎡。通作距離は、2kmで、稼働人員は1人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、ブロッコリー等の季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所</p>

有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地、七反地●●は、旧郡里小学校の南、約●●mに位置する農地であります。また、高畑●●ほか2筆は、旧郡里小学校の東、●●に位置する農地であります。

番号2です。

申請地は、脇町木ノ内字中ハリ坂●●。地目は、田。面積は、605㎡であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、10,586㎡。自宅に隣接する農地で、稼働人員は、2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉中学校の西、●●に位置する農地であります。

番号3です。

申請地は、脇町大字脇町字中須●●。地目は、畑。面積は、50㎡であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、3,514㎡。通作距離は、2.8kmで、稼働人員は、2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、うだつアリーナの東●●に位置する農地であります。

番号4です。

申請地は、脇町字拝原●●ほか3筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、2,282㎡であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、約2.5kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、ブロッコリー等の季節野菜や果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市消防本部の北東、●●に位置する農地であります。

番号5です。

申請地は、脇町字曾江名●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、

1, 279 m²であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、3, 777 m²。通作距離は、200 mで、稼働人員は 1 人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町インターチェンジの北●●に位置する農地であります。

番号6です。

申請地は、脇町字東俣名●●ほか6筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、5, 677 m²であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

申請人は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、11 kmで、稼働人員は 2 人となっています。この農地は、●●間の贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧江原東小学校の東●●に位置する農地であります。

番号7です。

申請地は、穴吹町三島字舞中島●●ほか2筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、677 m²であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

申請人は、現在農地を所有しておりませんが、申請地に隣接する宅地へ転居を予定しております。稼働人員は 2 人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、みかん・柿等の果樹を栽培することとしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、三島会館の南西●●に位置する農地であります。

番号8です。

申請地は、穴吹町口山字宮内●●ほか11筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、7, 635 m²であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

当申請は、●●間の贈与によるものです。申請地は、すべて、自宅周辺の農地であり、稼働人員は、4 人となっています。農地取得後は、今までどおり、水稻・ゆずや茶・季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧宮内小学校の南西●●

	<p>に位置する農地であります。</p> <p>番号9です。</p> <p>申請地は、木屋平字大北●●ほか6筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、7, 562㎡であります。</p> <p>譲渡人は●●、譲受人は●●であります。</p> <p>当申請は、●●間の贈与によるものです。譲渡人とともに農業に従事しており、稼働人員は2人となっています。通作距離は、実家から10kmとなっています。農地取得後は、そばや果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、国道438号、川井トンネルの北東●●に位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの9案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、13番 田中委員さんお願いします</p>
13番 田中 耕治 委員	<p>13番・田中です。この土地は、僕が現在作っておりますので、問題無いと思います。よろしく審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号2は、6番 蔭山 委員さんお願いします。</p>
6番 蔭山 勝利 委員	<p>6番・蔭山です。本日の午前中に現地確認をさせていただきました。購入される●●とも話しをさせていただいて、既に耕作もされていて、何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号3は、11番 櫻間委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>櫻間委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号4は、7番 河野 委員さんお願いします。</p>
7番 河野 弘彦 委員	<p>7番・河野です。この土地は、何年か前に●●自治会から農業委員会に対策の要望があった土地です。農業委員会ですっかり指導させていただいたところ、畑として管理するというので、私も何回かトラクターで耕耘させていただきました。過去にもめた近隣に対する影響がほぼ無くなりました。今回、若い方が農業をしたいということで購入するみたいです。周辺に与える影響は、耕作するというので草が生えなくなるということで周辺の方は喜</p>

	んでいます。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。番号5は、10番 小田委員さんお願いします。
10番 小田 一夫 委員	10番・小田です。6月24日、土曜日に現地確認させていただきました。●●は、隣の土地でたくさん野菜を栽培していますので、問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。番号6は、8番 尾方委員さんですが、欠席です。事務局より報告を求めます。
事務局長	尾方委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上です。
議長	ありがとうございました。番号7は、2番 谷委員さんお願いします。
2番 谷 富廣 委員	2番・谷です。 6月24日、現地確認を行いました。現地確認の結果、問題のあるところは、ございませんでした。ご審議、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。番号8は、16番 安達委員さんお願いします。
16番 安達 英雄 委員	16番・安達です。6月21日に現地確認しました。田、畑ともにそのまま娘夫婦が引き継ぐということです。かなりきれいに管理しておりました。問題無いと思います。
	ありがとうございました。番号9は、18番 松家委員さんお願いします。
18番 松家 安信 委員	18番・松家です。6月27日に現地確認しました。事務局のとおり、親子間の贈与でありまして、問題はありません。審議の程お願いいたします。
議長	ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。今回の3条申請において、議事参与の制限の対象となる案件が2件ございます。そのため、その対象となる審議案件を、先にご審議いただきまして、その後7件の申請案件をご審議いただくという順番でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。それでは、番号1から番号9までの案件につきまして、何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(何もなし)
議長	無いようです。 それでは、先に、議事参与案件2件の採決を行いますので、●●番、●●委員の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくお願いします。小休します。
	(●●番 ●●委員 退室)
	(何もなし)

議長	<p>それでは、番号4、番号7の2案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、番号4、番号7の2案件につきましては、許可することと決定いたします。●●番 ●●委員の入室を認めます。小休します。</p>
	<p>(●●番 ●●委員 入室)</p>
議長	<p>それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。続いて、残り7案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、残り7案件につきましても、許可することと決定いたします。</p> <p>以上により、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請9案件はすべて、許可することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。</p>
	<p>(事務局長 挙手)</p>
議長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、11案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>始めに、番号1と番号2です。</p> <p>こちらの2案件は、関連案件でございますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>番号1の転用場所は、美馬町字前田●●。番号2の転用場所は美馬町字中耕地●●ほか4筆となります。地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は合わせて、3,470㎡であります。</p> <p>譲渡人は●●、譲受人は●●であります。</p> <p>いずれも、非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、中上集会所の南●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p>

次に、番号3です。

転用場所は、美馬町字北東原●●。地目は、田。面積は、170㎡であります。こちらの案件は、先月の総会でご審議頂いた農地の隣接地となります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土をすき取り、山土にて埋め戻し、碎石を敷設します。周囲には被害のないようにコンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造2階建、建築面積72.87㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地西側に新設される道路側溝に放流します。雨水は、自然浸透とします。申請地は、美馬インターチェンジの南西●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次に、番号4です。

転用場所は、美馬町字大宮西●●。登記地目は、雑種地でございますが、現況地目が畑。面積は、1,007㎡であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

資材置場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。譲受人は、自動車修・販売業を営んでおり、昭和50年頃より、申請地を譲受人から借り受けて、自動車修理のための中古車や資材の置き場として利用しておりましたが、その後、返却され農地として利用されておりました。この度、売買を進めるにあたり、農地法による転用手続きが必要であることを知り、追認許可申請に至ったものです。一部、先行して整地工事を実施していることから、転用者から始末書が提出されております。申請地は、美馬市民サービスセンターの南●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第3種農地と判断をされます。

番号5です。

転用場所は、美馬町字瀧ノ宮●●。地目は、畑。面積は、1,526㎡であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、美馬インターチェンジの南西、約●●mに位置する農振農用地指定のある農

地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号6です。

転用場所は、脇町字小星●●。地目は、田。面積は、1,628㎡であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ない防草シートを敷設します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、岩倉中学校の北西●●に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号7です。

転用場所は、脇町字芋尻●●。地目は、畑。面積は、2,193㎡であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、芋尻集会所の北東●●に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号8です。

転用場所は、脇町字曾江名●●。地目は、それぞれ、田。面積は合わせて、1,854㎡であります。

譲渡人は●●、譲受人は●●であります。

非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、江原中学校の西●●に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

	<p>次に、番号9から番号11です。</p> <p>これらは、関連案件となりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>9番の案件の転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●ほか3筆の農地です。番号10は、三島字舞中島●●ほか3筆の農地です。番号11は、三島字舞中島●●となります。それぞれの申請の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は、3案件、合わせますと、5,675㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。</p> <p>これらはすべて、非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画もすべて同内容となっており、除草後、不陸整正を行なうこととしております。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、三島会館の北●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。すべて農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法 第5条の規定による許可申請について、11案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1・番号2は、1番 藤本委員さんをお願いします。</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。6月24日、土曜日に現地確認しました。現地確認しましたところ、道を挟んで北側に番号1の農地、南側に番号2の農地がありまして、現在、両方とも草を生い茂っている状態です。今回、太陽光発電施設の設置ということですが、周囲には既にいくつもの太陽光発電施設が設置されており、申請の土地について、進入路も確保されており、近隣に影響も無いと思います。別段問題は無いと思います。審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号3は、5番 藤原委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>藤原委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>番号4は、12番 都築委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>都築委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>番号5は、13番 田中委員さんをお願いします。</p>
13番	<p>13番 田中です。6月25日に現地確認しました。別に問題は無いと思</p>

田中耕治委員	います。審議の程お願いいたします。
議長	番号6は、3番 大久保委員さんお願いします。
3番 大久保孝雄 委員	3番 大久保です。6月25日に確認させていただきました。既にこの土地については、遊休農地となっております。南側には、田植えを行った農地があり、太陽光発電でいいんじゃないかと思います。審議の程お願いいたします。
議長	番号7は、17番 藤岡委員さんお願いします。
17番 藤岡 由信 委員	17番 藤岡です。6月26日に現地確認をしました。この芋尻というところは、昔は30軒くらい民家がありましたが、今は2軒ほどになっております。こんなところによく太陽光をするもんだと私も感心しておるところでございます。周囲に問題はございません。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	番号8は、10番 小田委員さんお願いします。
10番 小田 一夫 委員	10番 小田です。6月24日、土曜日に現地確認させていただきました。近くに家もありませんので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	番号9から番号11は、2番 谷委員さんお願いします。
2番 谷 富廣 委員	2番 谷です。 6月24日、現地確認を行いました。現地確認の結果、問題のあるところは、ございませんでした。ご審議、よろしくお願いします。
議長	ご報告ありがとうございます。それでは、討議に移らせて頂きたいと思 います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。 はい、藤岡委員どうぞ。
	(17番 藤岡委員 挙手)
議長	藤岡委員どうぞ。
17番 藤岡 由信 委員	17番 藤岡です。ちょっとお聞きしますが、審議案件の中に、●●とあ りますが、この会社は、どこにあるのですか。
事務局長	●●にある会社で、太陽光発電事業を主にしている会社となります。
17番 藤岡 由信 委員	議案書を見ていただくとおり、多くの申請をしており、今のこ の時代にこれだけ太陽光発電事業を行う会社であるので、大変資力がある 会社だと思いますが、どのように売電されているのでしょうか。
事務局長	そのとおりです。 売電については、今回の申請は全てノンフィット発電でございますので、 発電した電気の売電先は、関連会社となっております。

17番 藤岡 由信 委員	はい、わかりました。
議長	他に、ございませんか。
	(何もなし)
議長	それでは、お諮りいたします。番号1から番号11までの許可申請案件11案件について、許可相当とすることに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請11案件につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4 議案第29号 非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>それでは、議案第29号 非農地証明願、2件につきまして説明をいたします。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請場所は、美馬町字八ノ坪●●。地目は、田。面積は、127㎡です。申請者●●より非農地証明願が提出されました。</p> <p>申請地は、平成11年、申請者の子により居宅が建築された際、宅地造成が行われ、住宅敷地として利用されたものです。関係書類を基に、6月23日、1番、藤本委員と事務局で現地確認をいたしました。申請農地は、露口集会所の南西●●に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、当時から宅地として利用されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>申請場所は、脇町字西赤谷●●。地目は、畑。面積は、120㎡です。申請者●●より、非農地証明願が提出されました。</p> <p>申請地は、昭和62年頃、申請人により倉庫が建築され、敷地は、コンクリート舗装が行われ、現在まで利用されております。関係書類を基に6月20</p>

	<p>日、4番、原田委員と事務局で現地確認をいたしました。申請農地は、脇町インターチェンジの南東、●●に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、当時から宅地として利用されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、1番 藤本 委員さんお願いします。</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番 藤本です。現地確認しましたところ、事務局からの報告のとおり、20年以上家屋の一部として使われており、農地性が完全に失われており、宅地化しております。問題は無いと思います。よろしくをお願いします</p>
議長	<p>番号2は、4番 原田 委員さんお願いします。</p>
4番 原田 政憲 委員	<p>4番 原田です。6月20日に現地確認した結果、何も問題はありません。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、審議を行います。なにかご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
	<p>(何もなし)</p>
議長	<p>無いようです。お諮りいたします。非農地証明願を発行することに、ご異議は、ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第29号 非農地証明願については、非農地証明書を発行することといたします。</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第30号 令和5年度 第3期 美馬市農用地利用集積計画書についてです。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。お手元にお渡しをしております資料のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の利用権設定面積は、 1, 955 m²、 ・更新の利用権設定面積は、 61, 405 m² です。 ・利用権設定筆数は、 81 筆、 ・利用権を設定する件数、延べ 28 件、

	<p>・利用権設定を受ける者・組織は、 16 件 です。</p> <p>以上の計画は、18条第3項の各要件を満たしております。ご意見ございますか。</p>
	(何ものなし)
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第30号 令和5年度 第3期 美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	次に、日程第6 議案 第31号 美馬市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての諮問でございます。農林課の佐藤事務主任より、説明を求めます。
農林課担当者	(農林課担当者 説明)
議長	<p>ご説明、ありがとうございました。</p> <p>それでは、討議に移らせて頂きたいと思います。何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
	(16番 安達委員 挙手)
議長	安達委員どうぞ。
16番 安達 英雄 委員	16番 安達です。原木しいたけ等の栽培に関しては、林業関係の所得にいられている場合もあるのではないかと思います、質問させていただきました。
農林課担当者	先ほどの説明のとおりとなります。
議長	ほかにご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
委員一同	(質疑無し)
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>美馬市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	次に、日程第7 報告事項として農地改良届について、事務局から説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。

<p>事務局長</p>	<p>それでは、農地改良届につきましてご説明いたします。</p> <p>番号1です。令和5年6月5日に、申請人●●より、農地改良届が提出されました。このことに伴い、6月8日、事務局と11番、櫻間委員で現地確認を行ないました。申請地は、脇町大字脇町字中須●●。地目は、田。面積は、1841㎡で、道の駅アイランドうだつの西●●に位置する農地であります。申請内容は、現況の高さから、山土及び耕作土により、約1.2mの嵩上げを行います。また、周囲には、土留めコンクリートブロックを設置します。農地改良後は、スタチやレモン等の果樹を栽培する計画としております。また、11番 櫻間 委員からも、適正な農地の改良と認められるとの、ご見解をいただいております。以上で、事務局から、農地改良届についての報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これもちまして、令和5年 第6回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、7月18日 火曜日 午後2時からの開催予定です。本日は、お疲れ様でした。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。